

道路占用料等について

■区の道路占用許可にあたっては、道路占用料を納めていただく必要があります。

■「突き出し看板」及び「日よけ・雨よけ」については、ともに減免の対象となりますので、減免申請をしていただくことにより、正規の占用料から5割が減額になります。

■「突き出し看板」については、表示面積が「2㎡以下」になる場合は、占用料がかかりません。
(※全額が免除となります。)

《 占用料額（1㎡あたりの単価） 》

占用物件の種別	正規の占用料	※減免後の占用料
突き出し看板(そで看板、壁面看板など)	24,600円	※減免申請していただくことで、左記の占用料額から5割が減額になります。
日よけ・雨よけ	17,300円	

《 占用料の算出方法(1年分の占用料)は「単価×表示面積」になります 》

◆「そで看板・両面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式 ＝ 出幅×表示面のたて×1.5面(片面の半分は免除)	
◆「三面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式 ＝ 出幅×(表示面のたて×2面)+(正面幅×表示面のたて)	
◆「壁面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式	＝ 表示面のたて×よこ
◆「日よけ・雨よけ」 の表示面積の計算式	＝ 出幅×正面(表示面)の幅

※ 表示面積については、小数点以下を切り上げとします。

※ 占用料は「年度」単位で計算します。年度の途中から占用を開始する場合は、当該年度の占用料は、3月末までの期間の月数分の金額となります。

(例:10月10日から3月31日までは6カ月分(減免申請あり)の場合は、

24,600円×3㎡×6/12月×5割減額＝18,450円)

※ 許可を受けたあとに同物件の撤去等をした場合、当該年度分の占用料は返還できません。

《 占用期間について 》

◆1年単位で、最長5年間までの申請が可能です。

※ 占用期間が終了する前に、区から「更新申請手続き」のお知らせをお送りします。

※ 占用料は、年度ごとにお支払いをしていただきます。(年度ごとに納付書をお送りします。)